



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2025年
No.12
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

残薬調整後の処方漏れ



事例

【事例の詳細】

70歳代の患者の処方箋を応需した際に薬剤服用歴を確認したところ、前回の調剤時に残薬の調整を行い、処方からメトホルミン塩酸塩錠500mgMT「DSPB」が削除されていたことがわかった。今回応需した処方箋にはメトホルミン塩酸塩錠500mgMT「DSPB」が記載されていなかったため、患者に尋ねたところ、医師から服薬中止の指示はなく、残薬もないことを聴取した。処方医に疑義照会を行った結果、メトホルミン塩酸塩錠500mgMT「DSPB」が追加された。

【推定される要因】

医師が処方する際、前回の処方歴にメトホルミン塩酸塩錠500mgMT「DSPB」がなかったため、患者が継続して服用していることを失念した可能性がある。患者は、今回は処方が必要であることを医師に伝えていなかった。

【薬局での取り組み】

残薬を調整するために処方から薬剤が削除になった際は、その経緯を薬剤服用歴に記録し、次回の調剤時に処方漏れがないか確認する。記録が他の情報に埋もれないよう工夫し、電子薬歴システムの申し送り欄にも記載する。



事例の ポイント

- 本事業には、残薬を調整するため処方から薬剤を削除した後、次回の処方時に患者が本来服用すべき薬剤の処方漏れが起きた事例が継続して報告されている。
- 残薬調整のために処方から削除された薬剤は、お薬手帳やオンライン資格確認等システムの処方情報に記録が残らないため、患者が継続して服用している薬剤を他の医療機関の医師が正しく把握できず、誤って同効薬や相互作用のある薬剤を処方した事例も本事業に報告されている。
- 残薬を調整する目的で一時的に処方から薬剤が削除された場合は、削除された薬剤名や理由などを、電子薬歴システムの申し送り欄に明記しておくとともに、お薬手帳にも記載しておくことが望ましい。
- 残薬調整のために処方から削除された薬剤が次回の調剤時に処方再開されていない場合は、患者の残薬を確認し、処方が必要と判断された際は速やかに処方医に疑義照会を行う必要がある。
- 薬剤師は定期的に残薬の有無を確認し、残薬がある場合はその要因を把握することが重要である。残薬が生じる背景に患者の服薬コンプライアンス・アドヒアランスの問題がある場合は、患者に服薬の意義を伝えるとともに、薬剤や用法などの処方変更や一包化調剤などの対応を処方医に提案し、服薬コンプライアンス・アドヒアランスの向上のため継続的な服薬支援を行うことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。